

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和5年度の業務実績に関する評価結果

令和6年9月

宮 城 県

目次

I	評価の視点	1
II	全体評価について	
	第1 令和5年度業務実績全般の評価	2
	第2 診療事業及び福祉事業	2
	第3 療育支援事業	2
	第4 成育支援事業	3
	第5 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	3
	第6 予算、収支計画及び資金計画等	3
III	項目別評価について	
	判定基準	4
	項目別評価	5
	第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	1 診療事業及び福祉事業	
	(1) 質の高い医療・療育の提供	6
	(2) 地域への貢献	7
	(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	7
	(4) 患者が安心できる医療・療育の提供	8
	2 療育支援事業	9
	3 成育支援事業	10
	4 臨床研究事業	10
	5 教育研修事業	11
	6 災害時等における活動	12
	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	1 効率的な業務運営体制の確立	12
	2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	13
	第3 予算、収支計画及び資金計画	
	第4 短期借入金の限度額	
	第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	14
	第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
	第7 剰余金の使途	
	第8 積立金の処分に関する計画	
	第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
	1 人事に関する計画	15
	2 職員の就労環境の整備	15
	3 情報セキュリティ対策に関する計画	16
	4 医療機器・施設整備に関する計画	16
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について(抜粋)	17
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	20

I 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日に、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センターと運営主体を統合し、平成28年3月1日には同センターがこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

令和5年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院令和5年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、こども病院と評価委員会からヒアリング等を実施している。

II 全体評価について

第1 令和5年度業務実績全般の評価

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染リスク管理に配慮しながら徐々に平時の活動を再開し、小児高度専門病院として高度で専門的な医療に取り組むとともに、総合的な療育サービスの提供などに取り組んだことは評価できる。

少子化の進展など、こども病院を取り巻く環境が変化し、難しい病院経営が求められる中、業務運営の見直しなどによる収支改善に更に取り組むとともに、第5期中期計画に基づき、継続的に安定して良質な医療が今後も提供されることを期待する。

第2 診療事業及び福祉事業

質の高い医療・療育の提供に努めており、5類移行後も新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、リハビリ室新設などの施設整備のほか、総合的な療育サービスの提供や、在宅療養・療育への移行支援の推進、小児リハビリテーションの充実など、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行っているとは評価できる。

また、東北地方で唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割機能を果たすため、県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を今後も推進していくことを期待する。

第3 療育支援事業

療育支援部門に必要な専門職を適正に配置するとともに、児童発達支援管理責任者を計画的に育成し、拓桃館の各病棟に配置するなど、療育支援体制の充実に向けて取り組んでいるとは評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、短期入所及び体調管理入院の通常受入れが再開し、在宅医療・療育への移行及び継続に向けて充実した支援を行っているとは認められる。

第4 成育支援事業

院内外からの相談や講師依頼などについて、成育支援部門の専門職員が積極的に対応したほか、保育士と医療者が情報共有しながら、家族の状況に合わせた保育を行うなど、患者や家族にとってより良い療養・療育環境プログラムを提供している。

また、新規ボランティアの募集を3年ぶりに行うとともに、継続的にボランティア活動に取り組み、より充実した患者サービスを提供していると評価できる。

第5 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、小児の重症患者や中等症患者の受入体制を整備しながら、病床の効率的な利用に努めており、DPCマネジメントチームの活動などによる収益確保の取組や、医薬品等の適切な管理などによる業務運営コストの節減などの取組は評価できる。

なお、収支が悪化している状況を踏まえ、業務全般について最適化を図り、収支改善が図られるよう、収益増加及び経費節減に引き続き努められたい。

第6 予算、収支計画及び資金計画等

少子化の加速もあり病床利用率がコロナ禍以前まで回復しない中、5類移行に伴い新型コロナウイルス感染症関連の補助金が大幅に減少したほか、医業収益の減少や、医師の働き方改革対応に伴う人件費の増加など様々な要因により、経常収支比率が93.4%、当期純損益が741百万円の赤字となった。

病院経営の安定化を図るため、現状分析の上、改善方策の検討・実施が必要不可欠であることから、引き続き対応に努められたい。

Ⅲ 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、16の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判 定 基 準	判定 結果数
<p>「S」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ・ 定量的指標で評価できない項目についてはS評価なし 	0
<p>「A」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合 	5
<p>「B」：中期計画における所期の目標を達成していると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く） 	10
<p>「C」：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く） 	1
<p>「D」：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合 	0
合 計	16

【項目別評価】

項 目 名	判定 結果
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	/
1 診療事業及び福祉事業	/
(1) 質の高い医療・療育の提供	A
(2) 地域への貢献	B
(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	B
(4) 患者が安心できる医療・療育の提供	B
2 療育支援事業	B
3 成育支援事業	A
4 臨床研究事業	B
5 教育研修事業	A
6 災害時等における活動	A
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	/
1 効率的な業務運営体制の確立	B
2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	B
第3 予算、収支計画及び資金計画 第4 短期借入金の限度額 第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 第7 剰余金の使途 第8 積立金の処分に関する計画	C
第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	/
1 人事に関する計画	B
2 職員の就労環境の整備	A
3 情報セキュリティ対策に関する計画	B
4 医療機器・施設整備に関する計画	B

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業及び福祉事業

(1) 質の高い医療・療育の提供

[判定結果]

A

[判定理由]

- 新型出生前診断（NIPT）を実施する医療機関（基幹施設）として、新たに連携施設2施設が認証されたほか、新規施設認定を1件受けるなど、施設認定の維持・取得に努めた。また、より多くの患者を受け入れ、より安全に治療するため、リハビリ室を新設し、使用を開始した。
- 拓桃館の契約入所者数及び一般入院者数が昨年度と比較して増加したことに加え、短期入所（ショートステイ）や体調管理入院についても昨年度を上回る受入数であり、医療型障害児入所施設としての療育サービスの提供に努めた。
- クリニカルパス適用率が目標値の110%以上、退院サマリー作成率が目標値の100%以上であり、高い水準を維持している。
- 成人移行期支援の推進に向けて、各種研修会の開催やアンケート調査の実施、患者携帯手帳「みやちるノート」の作成などを行っており、成人移行期支援外来受診患者数（実人数）が目標値の110%以上となっている。

これらの取組などにより、こども病院の専門性を生かした質の高い医療を提供していることは高く評価でき、目標を上回る成果を上げているため、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- NIPTを実施する医療機関（基幹施設）として、令和5年度に2施設を申請し認証された。小児リハビリテーション実施が増加してい

る。

〈成人移行期支援の推進〉

- 成人移行期支援外来の受診患者数が増加しており、成人移行期支援が推進されている。

(2) 地域への貢献

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 診療案内の配布先を拡大したほか、東北大学病院広報室に職員を派遣し、病院広報のノウハウ等を学ぶなど、情報発信の強化に取り組んだ。
- 紹介率が目標値の110%以上であり、アンケート調査やオンライン症例カンファレンスの実施などにより、県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を推進した。
- 周産期・小児医療の三次救急医療機関としての役割を果たしており、救急患者の受入れが令和4年度より増加したほか、各種感染症の流行に伴う救急搬送及び救急受診の増加などに対応した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈情報発信の強化と関係機関等との連携推進〉

- 東北大学病院広報室に広報専従職員を派遣し、広報のノウハウについての情報を入手する機会を持ったのは良い試みだと思う。今後、病院のホームページ等による情報発信の重要性は、ますます増してくるであろう。

〈救急医療の充実〉

- 救急患者の受入れ・迎え搬送が増加し、救急医療が充実している。

(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 患者相談窓口において、助産師や看護師等の資格を持つ職員が対応し、総合的な相談の解決や、患者の精神的な負担の軽減に向けて支援を行った。
- 患者満足度調査を実施するとともに、院内フリーWi-Fiサービスの導入開始など、患者や家族のニーズを踏まえたサービスの向上に取り組んだ。
- セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者や家族の医療・療育内容の理解と治療の選択などの支援を行った。
これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈患者の価値観の尊重〉

- 院内フリーWi-Fiの導入、介助犬の慰問受入れ・キッチンカーの出店など、患者及び家族に寄り添ったサービスに取り組んでいる。

〈セカンドオピニオンの適切な対応〉

- セカンドオピニオン件数が増えている。今後の更なる充実を期待したい。

(4) 患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 臨床倫理委員会や外部講師による臨床倫理研修会の開催のほか、臨床における倫理的課題を積極的に抽出して検討・解決するため、臨床倫理コンサルテーションチーム（ECT）を立ち上げた。
- 発生したインシデントをレベル別に分類して事例検討を行うとともに、レベル3b以上の重要なインシデントについては、関連部署と医療安全推進室で対策を実施するなど、医療安全対策の充実が図られた。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医療倫理の確立〉

- ECTの立ち上げは、良い試みだと思う。

〈医療安全対策の充実〉

- 医療安全対策に関する全体研修を3回行っている。

〈院内感染対策の充実〉

- 新型コロナウイルス感染症5類移行後の感染対策の変更にも的確に対応し、感染拡大を最小限にできている。

2 療育支援事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 児童発達支援管理責任者の計画的な育成に取り組んでおり、拓桃館の各病棟への配置などにより、療育支援体制の充実を図っている。
- 療育サービスの充実に努め、新規入所者が令和4年度より増加するとともに、短期入所（ショートステイ）及び体調管理入院の受入れ再開などにより、在宅療養・療育への移行・継続に向けて支援を行った。
これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈療育支援体制の充実〉

- 児童発達支援管理責任者が増員され、拓桃館各病棟に配置されるようになり充実している。

〈短期入所及び体調管理入院の充実〉

- 短期入所及び体調管理入院の受入人数・日数が増えている。

3 成育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 成育支援の体制の充実を図るとともに、一人一人の状況に合わせた支援を丁寧に行っており、集中治療系の保育人数が目標値の110%以上であるとともに、病院行事の開催や慰問の受入件数が令和4年度より増加した。
- 新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、新規ボランティア募集を3年ぶりに行うとともに、ボランティア活動を徐々に拡大し、継続的に活動を行った。

これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈成育支援体制の充実〉

- 成育支援事業は適切に実践されていると評価し、A評価とする。

〈こどもの成長・発達への支援〉

- イベント・慰問・ボランティア等の制限が徐々に解除され、感染対策をしながら再開されている。

4 臨床研究事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 臨床研究実施件数が目標値の100%以上であり、学会発表や論文発表に取り組むなど、臨床研究を積極的に遂行した。
- 治験の受託件数及び実施症例数が令和4年度より増加しており、小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、質の高い治験を推進した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈臨床研究の推進〉

- 臨床研究は外部とも連携し積極的に行われている。

〈治験の推進〉

- 小児の臨床研究は様々な困難があるが、治験や製造販売後調査で実績を上げており評価したい。

5 教育研修事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 東北大学病院をはじめとする多数の病院から研修医を受け入れ、質の高い研修を提供することで、若手医師の育成に努めており、専門研修医の受入人数が令和4年度よりも増加した。
- 職員の資質向上に努め、認定看護管理者や専門看護師、院内認定看護師が増加したほか、看護師及び助産師の看護技術や助産技術について、新人の技術的側面平均目標達成率が令和4年度より大幅に向上した。
- 地域医療支援病院として、地域医療研修会を開催したほか、各診療科による「月イチセミナー」について、初めてオンデマンド配信を実施するなど、参加者の要望に応えながら、地域に貢献する研修事業に取り組んだ。

これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈質の高い医療・療育従事者の育成〉

- 専門医の育成、看護職員教育プログラム等必要な教育研修がしっかりできている。

〈地域に貢献する研修事業の実施〉

- 各診療科からの「月イチセミナー」は診療に役立ちとても良かった。また、こども病院の様子も分かり紹介などにもつながる有意義な

セミナーと思われた。

6 災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 消防訓練や防災訓練のほか、初めて職員約100人による大規模災害対策机上訓練を実施し、職員に対して大規模災害時体制の趣旨及び内容を周知徹底した。
- 職員数の増加に応じた備蓄数量の充実や、長期保存可能食品への段階的移行を図るため、令和6年度からの開始に向けて、計画策定を行った。

これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 災害に対する机上訓練を始め、消防訓練や防犯訓練等積極的に実施されており、A評価とする。
- 非常食充実のための計画策定が行われている。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 医療・療育ニーズのほか、医療・療育を取り巻く環境や、業務量等の変化に対応した適正な職員配置に努めるとともに、各種オンライン研修の活用により事務職員の資質向上に取り組んだ。
- 病院運営上の課題解決に向け、職種や職位を越えた職員で構成する検討会を開催したほか、病院取組（ver.2）報告会の継続的な開催などにより、業務運営に対する職員の主体的な参画を促した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 効率的・効果的な組織を構築するため、適正な職員配置に努めている。

2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症の病床確保に伴う対応や、リカバリー室新設工事による病床の使用制限がある中で、ベッドコントロール会議を中心とした病床管理を行い、令和4年度より病床利用率が改善した。
- DPCマネジメントチームによる改善活動などを通じて収益確保に取り組むとともに、機能種別版評価項目3rdG:Ver3.0の訪問審査を踏まえ、要改善事項への対応に着手するなど、外部評価の活用を行った。

病床利用率のほか、医業収益に占める人件費比率が目標値を下回っているが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより病床の効果的な利用が困難であった状況を鑑み、収支改善に向けた様々な取組により、総合的に目標を達成していると評価し、Bと判定した。

なお、収支が悪化している状況を踏まえ、現状分析を行うとともに、業務全般について最適化し、収支改善が図られるよう、収益増加及び経費節減に引き続き取り組むこと。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医業資源の有効活用〉

- 令和5年度は、コロナ病床確保への対応やリカバリー室新設工事による病床の使用制限があり、病床利用率数値目標達成が困難な状況にあったという法人の主張は妥当と思われる。

- 【困難度：高】であり、病床利用率66.8%であっても自己評価はBであるが、今後は、中期目標の80%に近づけるよう期待し、B評価とする。

〈業務運営コストの節減等〉

- 社会の変化に応じた職員の配置や業務委託の見直しが図られた。

第3 予算、収支計画及び資金計画

第4 短期借入金の限度額

第5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

第6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第7 剰余金の使途

第8 積立金の処分に関する計画

〔判定結果〕

C

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症に関連した補助金が大幅に減少するとともに、医業収益の減少や人件費の増加など様々な要因により、経常収支比率が93.4%、当期純損益が▲741百万円となった。法人において、要因分析や様々な対応策を講じているものの、経営改善に向けた対策が必要な状況であることから、目標を下回っていると評価し、Cと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- アフターコロナとなり、病床利用率が回復せず、経常収支比率100%以上、及び医業収支比率68%以上という中期計画、また年度計画が達成できなかった。

第9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 専門性の向上に配慮した人材の確保と適正配置に努めるとともに、障害者雇用について、年度末に法定雇用率を達成した。また、外部研修機関が実施する研修を積極的に活用し、ニーズに合わせた研修機会を拡大するとともに、適切な人事評価の実施などに努めたことから、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 障害者雇用は動きが大きく一定の雇用率達成は難しい状況にあるが、各方面からよく検討されている。
- 人材育成のための研修等への参加は、積極的に行われている。

2 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 職員健康診断の受診率が100%であり、定期健康診断や健康相談・メンタル相談のほか、新たに「職員やりがい調査」を実施するなど、職員が安心して働くことができる就労環境の整備に努めた。
- 職員のニーズに対応した院内保育所を安定的に運営した。
- 看護師の離職率が3.8%になり、令和4年度より更に低下した。
これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 看護師の離職率が全国平均より低く、院内保育環境も整っている。
- 職員の就労環境の整備は、健康診断、ストレスチェック、精神的ケア等なされている。

3 情報セキュリティ対策に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 不正なアクセス等から情報等を適切に保護するため、フィルタリングソフト等の技術的な対策を継続して実施した。
- ランサムウェア等ウイルス対策のため、全職員を対象とした情報セキュリティ・個人情報保護研修会を開催するなど、院内全体のデジタルリテラシーの向上を図った。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 職員研修の実施、不正防止ソフトの導入など、対策を行っている。

4 医療機器・施設整備に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 医療機器について、整備計画に基づき、適切に入札を行うなど計画的な調達・整備を行った。
- リカバリー室新設工事等の大規模工事について、適切な工期を確保しながら安全かつ着実に実施した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 医療機器・施設整備に関して、計画的に調整・整備を行っており、評価Bとする。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する
評価の考え方について (抜粋)

平成19年 1月29日
一部改正平成28年 7月 4日
一部改正平成30年 7月 6日
一部改正令和 元年 6月19日
一部改正令和 2年 6月 9日
一部改正令和5年 1月24日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績に目標数値がある場合にはその達成度合及びその他考慮すべき要因を勘案し、総合的に評価する

なお、業務実績に目標数値がない場合には、具体的な業務実績を把握して評価する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

- ② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。なお、評価項目に小項目を設けている場合にも準用する。

〈判定基準〉

「S」： 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる

- ・ 量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合
- ・ 量的指標で評価できない項目についてはS評価なし

「A」： 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる

- ・ 量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合

「B」： 中期計画における所期の目標を達成していると認められる

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く）

「C」： 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く）

「D」： 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

*周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

*患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の育成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

*県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

*目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

*法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の(2)の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

◇ 法人からの事業説明などを通じ、法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。

◇ 県が作成した評価案に対して、意見を述べる。

③ 県

◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に、県としての評価案を作成する。

◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し、評価を確定させるとともに、評価結果を法人及び委員会に通知し、議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(氏名五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
小山 かほる	オヤマ税理士法人公認会計士・税理士	
加藤 千恵	仙台赤十字病院看護部長	
郷内 淳子	患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト代表	
小林 康子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
齋藤 昌利	東北大学大学院医学系研究科産科学・胎児病態学分野 ／周産期医学分野教授	
土屋 滋	東北大学名誉教授	委員長
橋本 省	公益社団法人宮城県医師会副会長	副委員長